

令和8年4月採用 ほっとスクール指導員(会計年度任用職員)採用選考実施要領

世田谷区教育委員会

1. 採用職種 ほっとスクール指導員(会計年度任用職員) 若干名
2. 応募資格 不登校の児童・生徒の支援、体験活動の指導、進路相談などについて熱意のある者で、令和8年4月現在、下記の要件のいずれかを満たす者。
(1)小学校または中学校の教員免許を取得している者。
(2)教育機関(小中学校、教育支援センター(適応指導教室)、特別支援学校、フリースクール等)又は児童福祉施設(児童館、学童クラブ、児童養護施設等)で子供と関わった経験がある者。
(3)大学(短期大学を除く)または大学院において、心理学領域を主として専攻し、卒業又は修了(令和8年3月までの見込みを含む)した者。
(4)上記のほか、職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者。
※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている者は応募できない。
(＊裏面参照)
3. 選考方法・日程 以下の通り実施する。
(1)第一次選考
方 法:書類選考(申込(履歴)書、論文を基に選考する。)
(2)第二次選考
方 法:面接選考(個別面接)
日 程:令和8年2月7日(土)(予定)
※その他、詳細については、第一次選考合格者に通知する。
4. 選考結果 最終合格者は令和8年4月1日～令和9年3月31日の間、合格者名簿に登載する。
※第一次選考の結果通知は令和8年1月下旬発送予定。2月3日(火)を過ぎても到着しない場合は、2月4日(水)午後5時までに下記「12. 問合せ先」まで問い合わせること。
※第二次選考の結果通知は令和8年2月中旬発送予定。その後、欠員状況等に応じて順次任用の連絡をする。
※選考結果に関する問い合わせには一切回答しない。
5. 勤務条件 (1)身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)(世田谷区教育委員会任用)
(2)任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度あり)
(3)報 酬 報酬月額 237,530円(令和7年度現在。地域手当相当分含む。)
通勤手当別途支給(月額上限 55,000円)。
※区のおしらせ(12月15日号)掲載の報酬額は改定前の金額
(4)期末勤勉手当 一定の要件を満たす場合、期末・勤勉手当を支給。
※常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更する場合あり。
(5)休 暇 休暇 14日(令和8年4月1日に採用した場合。以降、任用期間に応じて減り。)※その他慶弔休暇等、条例等に規定する休暇制度あり。
(6)勤務日数 月16日勤務を基本とし、月14日から17日の範囲内で所属長が指定する。
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで任用した場合、総勤務日数192日。)

- (7)勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（7時間45分勤務、1時間休憩あり）
(8)社会保険 健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、介護保険
(9)雇用保険 雇用保険の適用あり。
(10)公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。
6. 勤務場所 ほっとスクール「城山」、「尾山台」、「北沢」のいずれか
(1)ほっとスクール「城山」 世田谷区若林5-38-1 教育総合センター2階
(2)ほっとスクール「尾山台」 世田谷区尾山台3-19-3 尾山台地域体育館2階
(3)ほっとスクール「北沢」 世田谷区北沢4-32-20 北沢学園中学校内
7. 主な職務 (1)心理的理由等により不登校の状態にあり、「6.」に記載のほっとスクールに通室する児童
・生徒への指導及び支援(スポーツや屋外での活動などを含む)
(2)通室している児童・生徒に係る学校等関係機関及び保護者との連絡調整
8. その他 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがある。
9. 申込書等の配布 (1)「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記「12. 問合せ先」窓口にて配布する。
(2)世田谷区のホームページ『職員採用』から「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」のダウンロード可。
10. 申込期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月14日(水)午後5時まで
11. 申込方法 (1)令和8年1月14日(水)午後5時(必着)までに、下記「12. 問合せ先」窓口へ指定様式の「申込(履歴)書」、「課題論文」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を持参又は郵送の方法により申し込む(持参の場合は土・日・祝日を除く)。持参・郵送以外の方法(電子メール・FAXによる電送等)による場合は受理しない。
(2)提出書類の作成に際しては全て自筆で記入すること。また「申込(履歴)書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」に①写真もれ(「申込(履歴)書」のみ)②記入もれ③事実相違があった場合は、不合格とする。
(3)提出書類の作成に不明な点がある場合、書類提出後にやむを得ず申込内容を訂正する場合、又は選考試験を辞退する場合は、下記「12. 問合せ先」まで必ず連絡すること。
(4)選考書類は、選考目的以外には使用しない。また、選考書類は一切返却しない。
12. 問合せ先 世田谷区教育委員会事務局 教育総合センター 教育相談課 教育相談係
電話 03-6453-1511
〒154-0023 世田谷区若林5-38-1(教育総合センター1階)

* 【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号いずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

* 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない(心神耗弱を原因とするもの以外)。